

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

実行委員会 第 1 回常任委員会資料



日 時：令和 7 年 11 月 18 日(火) 書面開催

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

実行委員会第 1 回常任委員会資料

次第

- 1 常任委員会について「資料 1」

- 2 報 告
 - (1) 実行委員会常任委員会副委員長の指名について「資料 2」
 - (2) 実行委員会事務局の構成について「資料 3」

- 3 議 事
 - (1) 第 1 号議案 会期及び会場の選定について「資料 4」
 - (2) 第 2 号議案 大会愛称、スローガン及びマスコットの選定について「資料 5」
 - (3) 第 3 号議案 開催 1 年前広報の実施について「資料 6」
 - (4) 第 4 号議案 宿泊・輸送等の委託業者の選定方針について「資料 7」

【参考資料】

- ・ 第 81 回国民スポーツ大会アイスホッケー競技会実行委員会会則
- ・ 第 81 回国民スポーツ大会アイスホッケー競技会実行委員会事務局規程

* 議案への諾否や御意見について、12 月 2 日(火)までに回答書により御返信ください。

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会 常任委員会について

1 概要

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会会則（以下、「会則」という。）に基づき設置される。第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会を円滑に開催するために設置するものである。

2 構成員

会則第 10 条第 1 項により、常任委員会は常任委員をもって構成する。会長から指名があった者を委員長とし、副委員長は委員長が指名する。

3 業務内容

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会第 1 回総会により委任された次の事項について審議決定する。

- 1 広報及び報道に関すること。
- 2 式典の企画及び運営に関すること。
- 3 宿泊及び保健医療に関すること。
- 4 輸送交通及び警備防災に関すること。
- 5 競技運営に関すること。
- 6 その他大会の開催に必要な事項に関すること。

4 スケジュール

令和 7 年 11 月 18 日	第 1 回常任委員会
令和 8 年 2 月下旬	第 2 回常任委員会
5 月上旬	第 3 回常任委員会
7 月下旬	第 4 回常任委員会
10 月中旬	第 5 回常任委員会

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会 常任委員会副委員長の指名について

実行委員会会則第 10 条第 4 項の規定に基づき、次の者を副委員長に指名しましたので報告します。

氏 名	所属（役職）
足立 哲郎	横浜市にぎわいスポーツ文化局長

（参考）常任委員名簿

	氏 名	所属（役職）	実行委員会における役職
1	三枝 茂樹	神奈川県スポーツ担当局長	常任委員（委員長）
2	足立 哲郎	横浜市にぎわいスポーツ文化局長	常任委員（副委員長）
3	篠田 寛	神奈川県教育局長	常任委員
4	田中 不二夫	公益財団法人神奈川県スポーツ協会 専務理事	常任委員
5	雨宮 勝	公益財団法人横浜市スポーツ協会 副会長兼専務理事	常任委員
6	中島 透	神奈川県アイスホッケー連盟理事長	常任委員
7	坂本 聡志	神奈川県高等学校体育連盟会長	常任委員
8	三浦 浩幸	KOSÉ 新横浜スケートセンター スケート営業チーフマネージャー	常任委員
9	堀川 修二	横浜銀行アイスアリーナ スケートリンク事業部長	常任委員

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会 事務局の構成について

実行委員会事務局規程第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、次の者を事務局長、事務局次長、事務局次長補佐及び事務局員に指名しましたので報告します。

役 職	所 属	氏 名
事務局長	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課長	吉田 崇
事務局次長	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課課長代理 (スポーツ振興担当)	小川 奈巳
事務局次長補佐	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ グループリーダー	曾田 裕介
事務局次長補佐	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課施設グループ グループリーダー	齋藤 英夫
事務局次長補佐	横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課 担当係長	窪田 顕人
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主査	平石 一晃
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主査	大塚 洋平
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技施設グループ 主査	小林 将也
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主任主事	後藤 淳
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主任主事	阿部 亮介
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主任主事	義本 大友
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主事	井上 隆之
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主事	伊藤 朋貴
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主事	宮永 七海
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主事	湯川 直樹
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主事	坂井 優太
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課施設グループ 主事	藤家 宏輔
事務局員	横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課 職員	本竹 史弥

第 1 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 会期及び会場の選定について

1 会期

令和 9 年 1 月 31 日(日)～2 月 4 日(木) 5 日間
(令和 9 年 1 月 29 日(金)、1 月 30 日(土)は公式事前練習)

2 会場

KOSÉ 新横浜スケートセンター（横浜市港北区新横浜 2-11）
横浜銀行アイスアリーナ（横浜市神奈川区広台太田町 1-1）

3 大会日程

会場	1 月			2 月			
	29 日	30 日	31 日	1 日	2 日	3 日	4 日
	金	土	日	月	火	水	木
KOSÉ 新横浜スケートセンター	△	△	◎ ○	○	○	○	○ □
横浜銀行アイスアリーナ	△	△	○	○	○	○	○

〈△：公式練習、◎：開始式、□：表彰式、○：競技日〉

（参考）冬季同年開催 3 県の大会日程等

開催県	競技名	会場地	会期
岐阜県	スピードスケート	恵那市	1 月 26 日(火)～1 月 30 日(土) 5 日間
山梨県	ショートトラック フィギュア	甲府市	2 月 5 日(金)～2 月 10 日(水) 6 日間
岩手県	スキー	八幡平市	2 月 18 日(木)～2 月 21 日(日) 4 日間

第2号議案

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 大会愛称、スローガン及びマスコットの選定について

1 愛称

「かなよこ^{ふゆ}冬の^{こく}国スポ^{にーぜろにーなな}2027」

神奈川県・横浜で冬の国民スポーツ大会が開催されることを簡潔に伝えるとともに、「かなよこ」と表現することで、親しみやすさを持たせた。

2 スローガン

「君^{きみ}には^み見えるか！？時^じ速^{そく}150kmの^{ひょうきゅう}氷球！！」

数字で競技の迫力や魅力をダイナミックに伝え、イメージを膨らませてもらおうという思いを込めた（氷球はアイスホッケーの和名）。

3 マスコット

神奈川県PRキャラクター かながわキンタロウ

平成30年に開催した「氷闘！かながわ・よこはま冬国体」のマスコットとして使用され、県内外に広く知れ渡っている。第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会においても、「かながわキンタロウ」を使用することで大会を大いに盛り上げていく。



第 3 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 開催 1 年前広報の実施について

1 概要

開催 1 年前となる令和 8 年 1 月に、集中的な広報を実施することで、認知度や関心を高めていく。

2 開催 1 年前チラシの作成（別添案のとおり）

「わくわく感」を掻き立て、多くの人の注目を集める魅力的な大会を目指す中で、大会の神奈川県開催を周知するために「開催 1 年前チラシ」を作成する。

本大会はアイスホッケーを通じた県内スポーツの盛り上げも目的としているため、県内プロスポーツチームと連携し、チラシを作成及び配付する。

【連携するスポーツチーム】

同時期にシーズンを迎えている次の 4 チームとする。（五十音順）

- ・富士通レッドウェーブ（バスケットボール）
- ・三菱重工相模原ダイナボアーズ（ラグビーフットボール）
- ・横浜キヤノンイーグルス（ラグビーフットボール）
- ・横浜 G R I T S（アイスホッケー）

【配付想定】

4 チームの試合が開催される次の日程で会場配付を行う。

令和 8 年 1 月 24 日（土）、25 日（日）

その他市町村等にも広く配布する。

神奈川・横浜で

コク

冬の国スポ開催!

第81回
国民スポーツ大会
冬季大会

アイスホッケー競技会



横浜GRITS
公式マスコットキャラクター
グルーガ



神奈川県知事
黒岩 祐治



神奈川県
PRキャラクター
かながわキンタロウ

なやこ コク
が冬の国スポ2027

2027

1.31日 - 2.4木

大会会場

- ・KOSÉ 新横浜スケートセンター
- ・横浜銀行アイスアリーナ

君には見えるか!?
時速
150kmの氷球!!



【お問合せ】 第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会事務局
(神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ内) TEL 045-285-0797

【主催】 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、神奈川県、
公益財団法人日本アイスホッケー連盟、横浜市

神奈川県
スポーツ情報



コク 私たちも冬の国スポを 応援しています!

コク 国スポとは

「国民スポーツ大会」の略称で、都道府県対抗で毎年開催される日本最大級のスポーツの祭典です。
以前は「国民体育大会（国体）」と呼ばれていましたが、2024年から名称が変更されました。
本大会と冬季大会があり、冬季大会の「冬の国スポ」は、スキー、スケート、アイスホッケーの氷上・雪上競技が行われます。
みんなで応援して大会を盛り上げよう!

富士通レッドウェーブ



WEBサイト

横浜グリッツ



WEBサイト

三菱重工相模原ダイナボアーズ



WEBサイト

横浜キャノンイーグルス



WEBサイト

横浜 GRITS
大澤勇斗選手
©横浜 GRITS

富士通レッドウェーブ
宮澤夕貴選手
© Fujitsu

横浜キャノンイーグルス
石田吉平選手
©横浜キャノンイーグルス

三菱重工相模原ダイナボアーズ
岩村昂太選手
©三菱重工相模原ダイナボアーズ



神奈川県
スポーツ情報



かながわ駅伝



アサンテスポーツパーク
(県立スポーツセンター)



第 4 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 における宿泊・輸送等の委託業者の選定方針について

1 概要

- (1) 令和 7 年 9 月に開催した実行委員会第 1 回総会（書面開催）にて、宿泊輸送業務の方向性及び業者選定業務の流れについて決定した。
- (2) 第 2 回（2 月）常任委員会開催前までに、業者選定に係る審査会を開催し、実行委員会事務局が審査原案作成を行う。
- (3) 審査原案を基に、第 2 回常任委員会にて最終決定する。

2 委託内容の方向性

宿泊、弁当、輸送業務はプロポーザル方式で業者を選定し業務委託する。

(1) 宿泊について

- ・ 競技会会場への利便性を考慮し、新横浜駅周辺を宿舍の拠点とする。
- ・ 仕様書作成時の料金設定は、「上限 20,000 円（税込）」とする。ただし、休前日については「上限 24,000 円（税込）」とする。
- ・ 宿泊料金は選定された業者から提案のあった料金を基に設定する。

(2) 弁当について

- ・ 幹旋弁当と、支給弁当の 2 種類を用意する。
- ・ 弁当は「上限 1,600 円（税抜き）」とし、お茶付きとする。
※幹旋弁当は、アスリートに必要な栄養素等に配慮した内容とし、温かい食事の提供を検討する。

(3) 輸送について

- ・ 公共交通機関を利用することを基本とするが、通勤ラッシュ等の朝の混雑を鑑み、第 1 試合と第 2 試合に出場する監督・選手の宿泊施設から会場までの往路（片道）の移動には輸送バスを用意する。
- ・ 選手等の防具輸送は、防具運搬トラックを用意する。

3 今後のスケジュール

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 12 月 | 業者へ宿泊等取扱業務のプロポーザル提案依頼 |
| 1 月 | 審査原案の作成 |
| 2 月 | 第 2 回常任委員会において審査原案・宿泊料金を協議・承認 |
| 3 月 | 第 4 回国民スポーツ大会委員会（主催 JSP0）にて宿泊料金を審議・承認 |

【参考】第 73 回国民体育大会冬季大会（神奈川県）宿泊・弁当料金(抜粋)

1 宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業施設	税抜	10,278 円 ～ 13,000 円	8,519 円～11,240 円	通常のサービス・奉仕料及び暖房費を含む。
	税込	11,100 円 ～ 14,040 円	9,200 円～12,140 円	

※ 1 入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

※ 2 「素泊まり」料金は「1 泊 2 食」料金（税込み）から 1,900 円を引いた額とする。

2 昼食（弁当）料金

消費税	昼食（弁当）料金	備考
税抜	834 円以内	お茶代を含む
税込	900 円以内	

【参考】第 80 回国民スポーツ大会冬季大会（青森県）宿泊・弁当料金(抜粋)

1 宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業施設	税抜	3,500 円 ～ 18,000 円	2,450 円 ～ 12,600 円	通常のサービス・奉仕料及び暖房費を含む。
	税込	3,850 円～19,800 円	2,695 円～13,860 円	

※ 1 入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

※ 2 「素泊まり」料金は「1 泊 2 食」料金（税込み）の 70%相当とする。

2 昼食（弁当）料金

消費税	昼食（弁当）料金	備考
税抜	1,100 円以内	お茶代を含む
税込	1,188 円以内	

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 実行委員会は、その事務所を神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内に置く。

(目的)

第 3 条 実行委員会は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）を神奈川県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

第 4 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 式典の企画及び運営に関すること。
- (4) 宿泊及び保健医療に関すること。
- (5) 競技運営に関すること。
- (6) 輸送交通及び警備防災に関すること。
- (7) 広報及び報道に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に関すること。

第 2 章 組織

(構成・役員)

第 5 条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員及び監事をもって構成する。

2 会長は、神奈川県知事をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事（以下「役員」という。）は、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- (1) 神奈川県及び横浜市の役職員
- (2) 関係競技団体その他の関係機関・団体の役職員
- (3) 有識者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に関係のある者

(役員の職務)

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。

3 常任委員は常任委員会を構成し、第 10 条第 7 項に掲げる事項を審議し、決定する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(任期等)

第 7 条 役員の任期は、委嘱されたときから実行委員会の解散のときまでとする。ただし、役員が異動等の事由によりその役職を離れた場合は、その役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前 2 項の規定により役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び役員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した役員がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、会長及び役員の過半数の出席をもって成立する。

6 総会の議事は、出席者（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。この場合において、前項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、第4項に掲げる事項について、書面による表決を求め、これをもって総会に代えることができる。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、常任委員をもって構成する。

2 常任委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、常任委員の中から会長が指名する。委員長は常任委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、常任委員の中から委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序によりその職務を代行する。

5 常任委員会は、委員長が招集する。

6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した委員がこれにあたる。

7 常任委員会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項乃至第7項の規定は、常任委員会において準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

3 前2項の規定は、常任委員会において準用する。

第5章 事務局等

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(大会パートナー)

第13条 実行委員会に、大会パートナーを置くことができる。

2 大会パートナーは、会長が委嘱する。

3 大会パートナーは、第10条第7項に基づき審議し決定しようとする事項に関して、その企画に参画し、又は意見を述べるものとする。

第6章 財務及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、交付金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第17条 会長が代表者を務める団体を相手方として行う契約の締結その他の民法(明治29年法律第89号)第108条の規定の適用がある行為は、あらかじめ会長が指名した副会長がこれを行う。

2 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第18条 実行委員会は、第3条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

3 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問合せその他の事務については、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課が引き継ぐ。

附 則

1 この会則は、令和7年8月19日から施行する。

2 実行委員会の令和7年度における会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和8年3月31日までとする。

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会
会則第 12 条第 2 項の規定に基づき、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー
競技会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を
定める。

第 2 章 組織等

(組織)

第 2 条 事務局の組織は別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 3 条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局次長補佐
- (4) 事務局員

2 事務局長は、会長が指名する。

3 事務局次長、事務局次長補佐及び事務局員は、事務局長が指名する。

(職務)

第 4 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を総括し、事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局次長補佐は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故あるときは、その職務を
代理する。

4 事務局員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(設置)

第 5 条 事務局は、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内に置く。

第 3 章 事務の決裁

(専決事項)

第 6 条 事務局長、事務局次長の専決事項は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例に属すると認められる事項については、
上司の決裁を受けなければならない。

第 4 章 文書の取扱い

(記号及び番号等)

第 7 条 文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書について
は、記号及び番号を省略することができる。

2 記号は、「81 冬国実」とする。

3 文書番号は、その事案が完結するまで同一のものをを用いるものとする。

4 前項に規定する番号は、備え付けの文書処理簿に記載しなければならない。

(保 存)

第 8 条 処理済みの文書は、事務局長が別に指示する期間保存しなければならない。

(準 用)

第9条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いに関しては、神奈川県行政文書管理規則（平成12年3月31日神奈川県規則第15号）を準用する。

第6章 服務及び旅行

(服 務)

第10条 事務局職員の服務は、神奈川県職員又は横浜市職員の例による。

(旅 行)

第11条 会長は、業務上必要があるときは、職員に旅行を命ずることができる。

2 会長は、業務上必要があるときは、委員等に旅行を依頼することができる。

(旅 費)

第12条 事務局職員の旅行に関する旅費の額及びその支給方法は、神奈川県職員又は横浜市職員の例による。

2 委員等が会務のため旅行したときは、その旅費を支給する。

3 前項の規定による旅費の額及びその支給方法は、神奈川県職員又は横浜市職員の例による。

第7章 財務

(予算編成)

第13条 事務局長は予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算に変更の必要が生じたときは、補正予算を編成しなければならない。

(会 計)

第14条 本会の会計事務取扱については、「スポーツ課が事務局を務める任意団体の会計事務取扱規程（平成11年6月1日施行）」によるものとする。

2 事務局に現金の出納、保管及びその他の会計事務をつかさどる出納事務担当者を置く。

3 出納事務担当者は事務局長をもって充てる。

(決算)

第15条 事務局長は、決算を作成したときは、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第8章 補則

(補 則)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関しては、神奈川県の事務処理に関する諸規則等の例による。

附 則

この規程は、令和7年9月12日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

事務局長 — 事務局次長 — 事務局次長補佐 — 事務局員

別表第 2（第 6 条関係）

職 員	専決事項
事務局長	1 事業の実施計画、実施方針及び進行管理に関すること。 2 予算の執行に関すること。 3 契約の締結及び助成金等に関すること。 4 予算の流用に関すること。 5 収入に関すること。 6 支出に関すること。 7 事務局職員（事務局長を含む）の服務に関すること。 8 事務局職員（事務局長を含む）の旅行命令に関すること。 9 通知、申請、照会、回答、依頼等に関すること。 10 出納事務担当者に関すること。
事務局次長	1 事務局職員（事務局長を除く）の服務に関すること。 2 事務局職員（事務局長を除く）の旅行命令に関すること。 3 軽易な照会、回答、依頼等に関すること。